

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	令和2年度第3回 木津川市行財政改革推進委員会 (令和2年度第2回外部評価)		
日 時	令和2年11月20日(金) 午後2時～午後4時15分	場 所	木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室(公開)
出 席 者	委 員	■澤井委員(会長) ■新川委員(副会長) ■福本委員 □川西委員 ■山岡委員 ■山口委員 ■津田委員 ■中川委員 ■小谷委員 (出席: ■) (欠席: □)	
	その他出席者	No. 14「定員適正化計画の策定」(人事秘書課) (説明員) 武田市長室長(人事秘書課長事務取扱)、安田係長、河野主任 No. 88「入札・契約制度の適正運用」(指導検査課) (説明員) 滋井建設部長、福井課長、北森担当課長 (傍聴者) 0名	
	席 務	(事務局: 総務部財政課行財政改革推進室) 辻総務部長、城田室長、宮本主任	
議 題	1. 開 会 2. 議 事 (1) 令和2年度第1回外部評価 ①No. 14「定員適正化計画の策定」(人事秘書課) ②No. 88「入札・契約制度の適正運用」(指導検査課) 3. そ の 他 (1) 令和2年度第1回外部評価結果集計(速報)について (2) 第4回委員会の日程について 4. 閉 会		
会議結果要旨	・次の項目について、令和2年度第2回外部評価を行った。 ○No. 14「定員適正化計画の策定」 ○No. 88「入札・契約制度の適正運用」 ・第4回の開催日程について、次のとおり決定した。 令和3年1月21日(木)午後2時から		
会議経過要旨	1. 開会 ◎山岡委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。 ◎: 議事・進行 ○: 質問・意見 ⇒: 説明・回答 2. 議 事 (1) 令和2年度第2回外部評価 ①No. 14「定員適正化計画の策定」(人事秘書課)		

◎事務局から、外部評価の概要説明を受けた後、No. 14について外部評価ヒアリングを行った。

資料

令和2年度外部評価 論点整理【No.14 定員適正化計画の策定】
外部評価資料⑩「第3次行財政改革行動計画」令和2年度外部評価調査票（第1回委員会配布資料）

概要説明

説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた。

質疑応答など

○定員適正化計画で、定員適正化の基本的な考え方にある対象職員について、他団体等への派遣職員を除くとされているが、こういった団体で何名派遣されているのか。

⇒本市では、総務省、京都府、京都地方税機構、後期高齢者医療広域連合、国土交通省及び京都技術サポートセンターなど、計12名の職員派遣を行っています。

○主な適正化手法の6項目（①組織の見直し、②事務事業の見直し、③民間活力の活用、④電子自治体の推進、⑤人材育成、⑥組織の活性化）は第3次行財政改革行動計画項目と内容が似通っているが、別の取組みをすることか。

⇒適正化手法の取組みとしては、概ね計画に記載している内容となりますが、保育所の民営化を推進していく、また予算編成時における各部課へのヒアリング等を実施するなどによって定員の適正化を図っています。

○定員適正化計画では、令和5年までの5年間で総職員数を41名削減する目標を掲げられており、その内訳は定年退職と普通退職が主になっている。一方で保育所民営化等実施計画の推進によって職員の減員を進めていくとのことだが、令和5年までに何名減員するかというシミュレーションや数値目標についてどのように考えているのか。

⇒保育所の民営化計画につきましては、当初の予定よりも入園希望者が増加しており、統廃合も含め進んでいない実情があります。こうした中、地方自治法では地方自治体の運営をする上での基本的な考え方として、組織の効率化、人員の配置に努めなければならないと要請をしています。あわせて、人件費を含む内部管理経費の削減は市民サービスを維持していく上できわめて重要であるとの認識のもと、組織のより効率的な見直しの検討や、予算ヒアリング時の会計年度任用職員の採用等による適正な人員配置などを実施しています。従前とおりの業務を継続しては効率化を図れないと考えており、こういった改良点を加えるのか、積極的にヒアリングを行うことで意識づけ、提案をしています。

○本市の公立保育園数は9園と府内の類似団体と比べて多い。また、類似

団体のほとんどが公立より私立保育園数の方が多い現状がある。定員適正化計画における類似団体別比較では、保育所で25名の超過となっており、これをどのように減員していくのか具体的な方法があつて然るべきであり、計画期間における数値目標を設定しなければ市民も納得できないのでは。

⇒公立保育所民営化等実施計画に基づく相楽台保育園の統廃合など、民営化の推進によって保育士の減員を見込んでいましたが、児童数が増加している現状を踏まえ待機児童対策として、教育部こども宝課において計画を見直すことが予定されています。加えて、児童数の増加に伴い昨年度末に正職員の保育士を緊急に7名採用した経過もあり、定員適正化計画に準じた削減ができていない状況にあります。こうした事情を含め定員適正化計画の見直しが必要と考えています。

○会計年度任用職員数は、また定員適正化計画で職員数としてカウントされていないのはどういうことか。

⇒令和2年4月1日時点での会計年度任用職員数としては、週5日勤務や週3日勤務、月1日勤務など延べ632名となっています。また、職員数の考え方としては、定員適正化計画を策定する上で、国が実施している定員管理調査を基本としていることによります。この調査は、全国の市町村が回答しており、これらの数値をベースとして定員適正化計画における類似団体職員数等の比較を行っています。この調査では、正職員と再任用職員のフルタイムが調査対象となることから、これに準じて本市の定員適正化計画も正職員と再任用職員のフルタイムで管理していく計画としています。

○女性センターを毎週土曜日に利用しているが、週によって2名勤務の時もあるれば、4～5名で勤務している場合もある。2名で勤務が可能であるならば、職員数を見直しても良いのではないか。

⇒イベントや繁忙期に職員数が増加することはやむを得ないと考えています。会計年度任用職員に係る予算を計上するにあたって、ヒアリングを実施し、平常時と繁忙期の職員体制を調整していますが、ご指摘の施設については再度確認させていただきます。

○コロナの影響により、本年度のイベントが中止となっているが、週ごとに職員数変動しており、最少人数で勤務するよう減員をしても良いのではないかと感じている。

⇒女性センターにつきましては、DV関係の業務を取扱っており、相談件数も多く、秘匿性の高い内容のため、別途会議室等で相談を受けていると聞いています。ただし、余剰な人員はあつてはならないことであり、ヒアリングの実施により人員配置の適正化に努めます。

○年齢別職員構成の状況（外部評価資料⑩P8）を見ると、就職氷河期世代の人員が少なくなっている現状がある。宝塚市では就職氷河期世代を対象とした募集を行ったことがニュースになっていたが、木津川市における同様の取組みは。

⇒本市の年齢別職員構成の状況としては、合併の大きな目的の一つに職員数削減が掲げられていたことから、合併前に職員採用を控えたことによることが大きいと考えます。なお、就職氷河期世代を対象とした採用については、現在のところ予定していません。

○年齢別職員数の区分（外部評価資料⑩P18）を見ると、41歳以上の職員が全体の62%、40歳未満が38%と、40歳以上の職員数の割合が高くなっている。エキスパートの育成や職員の活用など、様々な問題があるが、それ以前に職員の男女の割合を見ると、40歳未満では男性37%、女性63%、一方で40歳以上は男女の割合が逆転している。21歳から25歳をみると、女性が39名に対し、男性が12名とアンバランスをきたしている。個人的には男女割合は5対5であるべきと考えているが、このままの状態が継続すると差が更に広がる恐れがあり、それを是正する必要があると考えるが、男性の応募者を増加させる魅力的な対策はあるか。

⇒男女の割合に差が生じている原因の一つとして、保育士・保健師といった専門職が女性に偏っていることが挙げられます。他の職種、例えば土木技師であれば男性の割合が高くなりますが、応募数が少なく採用が抑えられているといったこともあります。現状を踏まえ、事務職で男性を多く採用できればとは考えています。

○職員採用試験の状況（平成31年4月1日採用）では、男性の受験者が40名、女性の受験者が50名なのに対し、合格者は男性が3名、女性が10名（定期採用試験A日程）となっている。女性合格者のうち4名が先ほど一つの要因として説明のあった保育士であるが、保育士を除いても男性の2倍採用されており、このままの状態が継続すれば男女の割合の差が広がってしまうため、何らかの対策を講じる必要があるのではないか。

⇒公務員の職員採用はあくまでも能力実証主義が問われているところです。男女の枠を設けて採用することはできませんが、男性にも広く応募をいただきたいことは本市の望みでもあります。採用試験は年に複数回実施しており、公務員試験を当初から想定していなかった方や、専門の勉強をしてこられなかった方にも応募いただけるよう、いわゆる公務員試験を実施しない採用試験も実施しています。民間志向である方にも本市に興味を持っていただき、トライアルできる体制づくりに努めているところです。しかしながら、結果として女性の割合が高くなっていますので、引き続き努力していきたいと考えています。

○定員適正化計画目標として職員数を450名とするのは、人件費の削減が主な目的か。あるいは他の目的があるのか。

⇒内部管理経費の縮減による市民サービスの維持・向上、行政の持続性の確保に極めて有効であるという趣旨のもと、そのための手段として定員適正化を進めているという認識をしています。

○人件費の推移（参考資料③）では、職員数が減少していくにも関わら

ず、令和5年度で人件費が約3億円増加している。会計年度任用職員の期末手当の支給が必要になった等の理由はあると思うが、定員を減らすことによって、臨時職員を逆に増やすことで全体の人員数が変わっていない恐れもある。人件費の削減が大きな目的であるのならば、臨時職員の人員管理も必要になってくるのではないかと。

⇒総人件費で評価すべきとの趣旨は、ご指摘のとおりと考えます。本市における総人件費の推移としては、合併時点と平成30年度の比較において横ばいとなっています。一方で、同期間において人口が17.7%、一般会計決算規模が32.7%増加しているにも関わらず、人件費の決算費に占める割合は合併時の21.6%から16.3%に下がっています。職員数は行政需要等により変化しており、今後は横ばい、または増加していくことが見込まれますが、削減によって一定の成果として出てきていると考えています。府内で比較しても本市は少ない職員数を実現しており、本市と同じような人口規模や産業構造を有している全国の類似団体84団体中、24番目に少ない団体となっています。

○退職手当の財源は十分確保できていると説明を受けたが、財政健全化法の退職手当負担見込額が平成30年度で退職手当組合に計上しているものの差引後で約30億円となっている。基金に退職手当目的のものではなく、それに備えた基金の積み立て等が必要ではないかと。

⇒本市は京都府の退職手当組合に加入しており、毎月負担金を納めています。負担金率については4段階あり、支払われた退職手当より収めている額が多い団体については率が低く、退職手当の方が多いと率が高くなる制度となっています。本市は支払われた退職手当の方が多く、負担金率は高い状況となっており、来年度も一番高い負担金率になる見込みです。加えて、退職手当の赤字額（支払額と積立額の差）の10%を別に納めることとなっており、退職手当組合への加入によって財源が確保できていると考えます。

○効率化のためにAI-OCR・RPAの導入を進められていることは良いと考えるが、既存の業務を電子化するだけでは十分ではない。市民から書面で提出される申請書やアンケートなど手続きを電子化するなど、根本的な業務のやり方を見直したほうが良い。

⇒令和2年2月に木津川市スマート化宣言をし、市民サービス・行政事務のスマート化として電子化を進めているところです。スマート化の手段としてAI-OCR・RPAの活用等を推進しているところですが、書面による手続きといった事務があることは課題として認識しており、現在、新たにCIO補佐官として、情報関連の知識と経験に長けた方を採用すべく、3年間の期限付きで職員募集を行っています。民間企業で活躍をしてこられた専任者を市に迎えて、スマート化を具体的に進めていきたいと考えています。また、国において押印を見直す取組みが進められています。本市でも押印の行為そのものが結果として電子化の進んでいない一つの要因と捉えており、押印の必要性の有無について全庁的な調

査をしています。調査によって関係する申請書の洗い出しを行うことで、電子化に向けた分析にも活用できるものと考えています。併せて、市民の負担軽減のためにも「押さない・書かない」をキーワードにシステム開発も進めています。

○会計年度任用職員の導入により、令和2年度の物件費と補助費の部分が人件費に移行しており、一見すると人件費が増加したように思われるため、市民にわかりやすく納得できる説明や十分な周知が必要。また、学研企画課で主導しているAI-OCR・RPAについて、成果が上がったのは嬉しいが、今後どのように他課・他業務に展開していくのか、具体的に示すことが必要と考えるので、意見として述べておく。

◎外部評価シートに評価を記入した。なお、後日の提出にあっては2週間を目途として事務局へ提出することとした。

②No. 88「入札・契約制度の適正運用」（指導検査課）

◎No. 88について外部評価のヒアリングを行った。

[資料]

令和2年度外部評価 論点整理【No.88 入札契約制度の適正運用】
外部評価資料⑨「第3次行財政改革行動計画」令和2年度外部評価調査票（第1回委員会配布資料）

[概要説明]

説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた。

質疑応答など

○総合点算出基準における市内業者として、法人については「①登記上の本店が市内にある」「②建設業法上の主たる営業所が市内にある」と規定されている。①は特に疑問がないが、②は契約締結場所であることや、経營業務の管理責任者が常駐していることが必要になるが、本市において市内業者の登録をする際に、その場所が本当に営業拠点であるかどうか、ペーパーカンパニー等の排除防止の観点からどのように確認しているのか。

⇒本市は、業者の入れ替わりが少ないこともあり、所在地については把握できています。新たな業者については、経営事項状況審査による通知に記載している主たる営業所の所在地が、木津川市内の本店になっているか確認しています。

○本当に事務所があるかの確認は、提出された書類を信用しているということか。

⇒現在、市内には70ほどの業者が存在しますが、すべてどこに事務所が

あるか把握しています。

○当市において予定価格を事前公表していることに関して、見直してはどうかという意見を述べるにあたり、参考として資料を作成し配布してもらったが、昨年の入札案件を見ると、最低制限価格帯での案件が6割を占めており、抽選案件が13%発生している。断定できるだけの根拠を持ち合わせていないが、1者入札など事前公表案件にも関わらず、内容が不自然と思われるような入札もあるように感じている。すべてが事前公表によるものとは言わないが、全国的に事前公表を見直す取り組みがされている中で、京都府及び府下15市の競争入札平均落札率の推移（追加資料 P5）を見ると、平均落札率は一番低くなっており、適正な契約制度の運用のためにも原因を掴んでおく必要があるのではないかと。また、当市の競争入札平均落札率の推移（追加資料 P6）では、16自治体と比較して全て下回っている状態であり、原因解明に向け、入札等監視委員会を設置し、制度改正に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと。その中で事後公表を検討されたらどうかと意見を申し上げたいが、市の考えは。

⇒作成いただいた資料において市保有データと若干異なる部分はありますが、平均落札率の推移は資料のとおり推移しており、令和2年度は87.24%となっています。本市の落札率が低いことは、ご指摘のとおりですが、府下で最も低いわけではないと分析しています。低い要因として、予定価格を事前公表しており、最低制限価格を事後公表としていますが、業者が仕事の受注のため、最低制限価格めがけて入札を行い、失格者が多いことも本市の特徴となっており、言い換えれば競争性が高い入札を行えていることに起因すると分析しています。他市の状況を注視すると、本市では除草等を土木一式工事として発注しており、最低制限価格も他の土木工事と同様に設定しているのに対し、他市では除草などの維持管理は非常に低く最低制限価格を設定しているところもあり、こうしたことを含めて総合的に見れば、最低制限価格についても、本市が府下で最も低い状況ではないと認識しています。

国が適正な業者が受注できるよう、事後公表への見直しを指導・要請されていますが、以前は公共の入札はすべて事後公表であったものが、不祥事や情報漏洩、逮捕者が出たことをきっかけとして、多くの自治体が事前公表に踏み切った経過があります。事前公表に係る弊害として見積努力の低下、くじ引きの発生、最低制限価格への応札価格の誘導などが懸念されるため、適切に見直しをするよう国等から意見をいただいているところですが、本市では年々くじ引きは多くなっているものの、内訳書の厳格化を通じて最低制限価格に近い応札が増えてきたことは業者の積算能力が向上した裏返しではないかと分析しており、情報漏洩のリスクを避けるためにも、予定価格の事前公表については国の指示があるまでは実施しない方針でいきたいと私は考えています。

○積算ソフトにより、最低制限価格に近い数値が算出されると聞いたこと

があるため、そういう点では競争性は働いていないと感じている。
市職員の不正が発生した場合、市民からの情報をどのように扱われるのか。また、入札結果はホームページで公表されているが、広報紙への掲載は行っているのか。

⇒不正に係る情報がもたらされた場合、市内部で組織する対応部署に報告し、庁内で共有します。さらに詳細な情報があった際は、ヒアリングもしくは現地調査を実施します。

入札結果については、入札執行翌日の午前9時からホームページにて公開しており、合併以降の情報についても閲覧可能となっています。電子入札であれば京都府電子入札システムでも公開しています。また、市役所本庁3階にある情報公開コーナーにおいて書面での入札情報の閲覧が可能です。なお、広報紙への掲載は行っておりません。

○札幌市では市長に対し市民が直接メールや手紙を送るシステムがあるため、参考までに情報提供しておく。

○木津川市の発注業務に係る職員行動指針（資料③）において、業者との面談等の規制は規定されているが、親族等の利害関係者を入札に関与させず、独立性を保つシステムや工夫はあるか。

⇒地方公務員の身分としては、地方公務員法第34条において守秘義務が課されており、職務上知り得たことについて他人に漏らすことができない。これが基本になると考えています。利害関係者等の関与については、完全に防ぐことは難しいですが私個人としては、職員が自由闊達に議論しながら公平なものづくりができる雰囲気づくりが大切と考えており、こうしたなかで発注仕様書や入札公告の作成等において入念に確認するなど、公平な入札の執行に努めています。

○京都府の入札システムを活用しているとのことだが、業者登録も府と共通して行えるのか。

⇒同一のシステムを利用していますが、その一部を割り当てられているため、市独自の登録となり、府の登録とは別になっています。

○国では省庁共通で登録ができるため、府システムも同様であれば業者が参加しやすく、かつ自治体の事務負担軽減につながると考え確認させてもらった。

○市の発注標準（外部評価資料⑨P11）において、条件付一般競争入札は総合点算出基準を設け、市総合点で評価しているが、一般競争入札には総合点が付与されていない。私としては、総合評価一般競争入札制度をすべての事業に展開すべきと考えている。木津川市は現在までに4事業で総合評価一般競争入札を実施したとの説明があったが、それをどう展開していくのか。

⇒発注標準に基づき、土木一式工事であれば1.5億円以上が一般競争入札となりますが、一般競争入札の案件で総合評価の実施により効果が見込めるものについては、総合評価を行うものであり、特別に総合評価の実施枠を設けているものではありません。年度を通じて一般競争入札とな

る案件で、総合評価を実施する意義のあるものを庁内で検討し、実施したほうが良いと判断されたものについて総合評価を行うという考え方で

す。
過去に4件、総合評価を実施しましたが、最終の実施は平成25年になります。4件の内訳として、簡易な施工計画や実績を求める簡易型2件、提案を求めず工事实績や配置される技術者の実績で評価する特別簡易型1件、クリーンセンター敷地造成工事では工事实績を求めず技術提案のみを求めた標準型1件を実施しました。

総合評価については、長期化・実施意義・価格の逆転といった課題もあり、クリーンセンター敷地増設工事以降は対象となる案件がないのが実情です。

○総合評価方式の実施が7年以上前ということで、当時は総合評価方式が盛り上がっていた時期にやってみましたが、大変だったということで事情はわかったが、総合評価方式を活かし、業者をどう育てるかが重要である。私自身が関わった案件では、総合評価を実施したところ、価格自体は市内業者の方が良かったが、ISOの取得、社会貢献活動、障害者雇用、セクハラ対策等に取り組んでいなかったことで、総合点で市外業者に逆転された経過があった。市内業者から市に対してクレームがあったが、市内業者に対して市外業者と同様の取組みを促すことで市内業者の育成につなげた事例もある。総合評価方式にはこうした市内業者育成の側面もあり、もう少し検討いただきたい。

⇒市内業者の育成は大事な事項であり、どのように対応していくかについては課題として認識しています。

○中央道の耐震工事が6億数千万円で受注したものが、最終的に落札の倍以上の金額が国から支払われるなど、世間では入札に対して大変厳しい目が注がれている。このような状況の中、本市においては過去に4件を総合評価方式で実施したとのことであるが、総合評価方式の対象としている1.5億円以上の土木工事（一般競争入札案件）を、例えば3千万円に見直した場合、令和元年度での対象案件は7件となり、十分に精査できる範囲ではないか。総合評価方式の対象金額を見直し、入札に対する市民の満足度を上げるべきと考えるが、純然たる総合評価方式を進めていく意向はあるのか。

⇒本市では、発注標準において市内業者対応の発注と、それ以外の発注とに分けており、総合評価方式の対象は、一般競争入札の枠で実施することとしています。基準額については、平成20年度の試行当初では1億円であったものを、クリーンセンター敷地造成工事を実施する際に現在の基準に見直した経過があります。他団体では1億円や3千万円としていることも承知していますが、現在のところ、そのような方向性は持ち合わせていません。

○木津川市契約事務規則第24条第1項において、入札に付する基準額（随意契約による場合）を定めているが、この金額自体の合理性はどう

	<p>考えているのか。各自治体では様々な基準を設けているが、本市での考え方の根拠は。また、これについて庁内的な議論があれば、どのような観点で今後改正・改革が考えられるのか。</p> <p>⇒地方自治法施行令（第 167 条の 2 第 1 項）に規定されている金額となり、市独自で定めているものではありません。</p> <p>○独自条例等は考えていないのか。</p> <p>⇒現在ところ考えていません。</p> <p>○不都合や各部署からの問題提起は今までなかったのか。</p> <p>⇒特にありません。</p> <p>◎外部評価シートに評価を記入した。なお、後日の提出にあっては 2 週間を目途として事務局へ提出することとした。</p> <p>3. その他</p> <p>（1）令和 2 年度第 1 回外部評価結果集計（速報）について</p> <p>◎令和 2 年度第 1 回外部評価に係る各委員の評価・意見を取りまとめた速報版を配布し、情報共有を行った。</p> <p>第 2 回外部評価についても同様に情報共有を行い、第 4 回委員会において委員会としての評価を審議いただきたいとの報告があった。</p> <p>また、第 1 回外部評価のヒアリング項目「No. 66 外郭団体の見直し（緑と文化・スポーツ振興事業団）」における確認事項であった都市緑化基金と条例の関係について、担当課より事業団に確認を行い、木津川市が設けている基金ではなく、事業団が都市緑化を行うために独自で設けた基金であり、市の条例制定は不要であるとの説明があった。</p> <p>（2）次回の開催日程について</p> <p>◎第 4 回委員会については、事前の日程調整のとおり、令和 3 年 1 月 21 日（木）午後 2 時から市役所 5 階全員協議会室にて開催するとの報告があった。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>外部評価シートの記入を後日とする場合は、会議後 2 週間を目途として事務局まで提出する。</p>